

愛媛県立西条高等学校専用水道施設水質検査業務特記仕様書

1 目的

本業務は給水栓等の水質検査を目的とする。

2 一般事項

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

3 検査の内容

(1) 履行場所

愛媛県西条市明屋敷 234 番地

愛媛県立西条高等学校（本館・普通教棟・理科教棟・道前会館）

(2) 甲が委託する水質検査は、毎月 1 回実施するものとし、その検査項目及び検査頻度は、「令和 7 年度水質検査計画」のとおりとする。

4 試料の採取及び運搬

(1) 試料容器の準備

ア 乙は、検査項目に対し、採水地点ごとに採水容器を準備する。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(2) 試料の採取

ア 試料の採取は、乙（水道法に基づく登録検査員）が行う。

イ 試料の採取は、試料取扱標準作業書に従って実施する。

試料採取時に残留塩素が検出されない場合は、甲に連絡する。

ウ 試料の採取は、原則として同一場所で行う。

(3) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施して運搬する。運搬方法は車両運搬とし、乙自らが行う。

ただし、検査期間までの搬入時間は、最初の試料採取後、平成 15 年厚生労働省告示第 261 号（最終改正令和 6 年 3 月、以下「検査法告示」という。）

で 12 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

5 臨時の水質検査の取扱い

水質異常等により臨時に水質検査を行う必要がある場合には、迅速な検査を実施する。検査を行う項目等については、甲乙協議のうえ決定する。

6 水質検査の方法

検査は、検査法告示により行う。

7 報告

- (1) 水質検査結果については、当月行った検査結果を翌月の15日までに甲に報告するものとする。
- (2) 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回検査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡する。

8 再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。

9 報告書の作成

報告書には、検査結果、水質基準、報告下限値及び検査方法を記載する。

10 検査結果の信頼性確保

乙は、検査体制及び機器を整備し、適切な内部精度管理を実施する。また、外部精度管理調査に積極的に参加し、信頼性の確保に努める。

11 委託した検査結果の実施状況の確認方法

乙は、検査結果の信頼性確保に努め、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証等に関する書類を保存し、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

12 立入検査

上記10、11の事項及び設備状況について確認するため、甲は、随時に乙への立入検査を実施できるものとする。

13 委託料の支払について

契約書第4条第2項のとおり、前期と後期の2回払いとする。

14 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲乙協議するものとする。

別紙

令和7年度水質検査計画 愛媛県立西条高等学校（本館、普通教棟、理科教棟、道前会館）

	水質検査項目	水質基準 mg/L以下	※ 過去3年間の 最大値 mg/L	法定検査 頻度	最小検査 頻度	検査実施 頻度	月 別 検 査 計 画												原水
							4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1	一般細菌	100個/mL	140個/ml	月1回	月1回	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	大腸菌	検出されないうこと	検出せず			月1回	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物	0.003	0.0003未満	3年1回	3年1回	年1回					○								
4	水銀及びその化合物	0.0005	0.00005未満			年1回					○								
5	セレン及びその化合物	0.01	0.001未満			年1回					○								
6	鉛及びその化合物	0.01	0.001未満			年1回					○								
7	ヒ素及びその化合物	0.01	0.001			年1回					○								
8	六価クロム化合物	0.02	0.002未満			年4回					○								
9	亜硝酸態窒素	0.04	0.004未満			年1回					○								
10	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	0.01	0.001未満			年4回				○				○				○	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10	0.66			年1回					○								
12	フッ素及びその化合物	0.8	0.07			年1回					○								
13	ホウ素及びその化合物	1.0	0.07	年1回					○										
14	四塩化炭素	0.002	0.0002未満	3年1回	3年1回	年1回					○								
15	1,4-ジオキサン	0.05	0.005未満			年1回					○								
16	ビス-1,2-ジクロロエチレン及びトリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	0.002未満			年1回					○								
17	ジクロロメタン	0.02	0.001未満			年1回					○								
18	テトラクロロエチレン	0.01	0.0003未満			年1回					○								
19	トリクロロエチレン	0.01	0.001未満			年1回					○								
20	ベンゼン	0.01	0.001未満			年4回					○								
21	塩素酸	0.6	0.81			年4回				○				○				○	
22	クロロ酢酸	0.02	0.002未満			年4回				○				○				○	
23	クロロホルム	0.06	0.001			年4回				○				○				○	
24	ジクロロ酢酸	0.03	0.003未満	年4回				○				○				○			
25	ジブromクロロメタン	0.1	0.001	年4回				○				○				○			
26	臭素酸	0.01	0.001未満	年4回				○				○				○			
27	総トリハロメタン	0.1	0.002	年4回				○				○				○			
28	トリクロロ酢酸	0.03	0.003未満	年4回				○				○				○			
29	ブromジクロロメタン	0.03	0.001未満	年4回				○				○				○			
30	ブromホルム	0.09	0.001未満	年4回				○				○				○			
31	ホルムアルデヒド	0.08	0.008未満	年4回				○				○				○			
32	亜鉛及びその化合物	1.0	0.015	3年1回	3年1回	年1回					○								
33	アルミニウム及びその化合物	0.2	0.01未満			年1回					○								
34	鉄及びその化合物	0.3	0.13			年4回				○				○				○	
35	銅及びその化合物	1.0	0.01未満			年1回					○								
36	ナトリウム及びその化合物	200	9.0			年1回					○								
37	マンガン及びその化合物	0.05	0.006			年1回					○								
38	塩化物イオン	200	5.2			月1回	月1回	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	47.7	年4回	3年1回	年1回					○								
40	蒸発残留物	500	80			年1回					○								
41	陰イオン界面活性剤	0.2	0.02未満			年1回					○								
42	ジェオスミン	0.00001	0.000001未満	藻類発生時期に月1回	藻類発生時期に月1回	年1回					○								
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001	0.000001未満	年4回	3年1回	年1回					○								
44	非イオン界面活性剤	0.02	0.005未満			年4回				○				○				○	
45	フェノール類	0.005	0.0005未満			年1回					○								
46	有機物等(全有機炭素(TOC)の量)	3	0.3未満	月1回	月1回	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
47	pH値	5.8~8.6	7.5			月1回	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
48	味	異常でないこと	異常なし			月1回	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	異常でないこと	異常なし			月1回	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
50	色度	5度	5			月1回	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
51	濁度	2度	1.6			月1回	月1回	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
検査項目数							9	9	23	9	9	51	9	9	23	9	9	23	